

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(令和3年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。 1円以上 1円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定期自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)当JA所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 定期交付金の支払手段※として、定期自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下、「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室(電話:044-877-2186)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 1人1口座とします。 キャッシュカードは発行いたしません。 ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 当JAの口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aセレサ川崎

令和3年4月改正版